

2022年9月1日

各 位

会 社 名	株式会社ネクスグループ
代 表 者 名	代表取締役社長 石原 直樹 (スタンダード市場・コード 6634)
問 合 せ 先	
役 職 ・ 氏 名	取締役管理本部長 齊藤 洋介
電 話	03-5766-9870

## 連結子会社の異動を伴う株式譲渡に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、当社が発行済株式の90%を直接保有する連結子会社である株式会社チチカカ・キャピタル（以下「チチカカ・キャピタル」）の直接保有している株式の全てを、株式会社シークエッジ・ジャパン・ホールディングス（以下「シークエッジ・ジャパン・ホールディングス」）、やしま事務代行合同会社（以下「やしま事務代行」）、株式会社アスコ（以下「アスコ」）、株式会社ヤシマ（以下「ヤシマ」）の計4社に譲渡すること（以下「本株式譲渡」）を決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、本株式譲渡に伴い、チチカカ・キャピタルの子会社である株式会社ネクスレーシング（以下「ネクスレーシング」、現在、休眠会社）は当社の特定子会社ではなくなります。

### 記

#### 1. 株式譲渡の理由

当社は、2022年9月1日付で、当社が発行済株式の90%を直接保有するチチカカ・キャピタル株式の全てをシークエッジ・ジャパン・ホールディングス、やしま事務代行、アスコ及びヤシマに譲渡する契約を締結することに合意いたしました。

当社の連結子会社であるチチカカ・キャピタル（旧商号：株式会社チチカカ）は、創業時からの事業であるアパレル事業に、暗号資産事業を追加することで、アパレル事業と暗号資産事業が共存しておりましたが、よりスピーディーな経営判断が可能となる体制を構築し、事業別の権限と責任及びガバナンスの明確化を実施するため、2019年4月にアパレル事業のみを新設分割の方法によって継承し、新設会社は株式会社チチカカ（以下「チチカカ」）としてスタートし、分割会社はチチカカ・キャピタルに商号変更いたしました。

アパレル事業を行っておりますチチカカについては、2022年3月に株式会社シーズメンに譲渡することで、当社連結子会社から離脱いたしました。

分割会社であるチチカカ・キャピタルは、商号変更後に暗号資産の売買を主として事業を行ってまいりました。しかし、暗号資産市場が一時低迷したことで、当初想定していた売上高を達成することが出来ない状況になり、販管費がかさんだため、営業損失を計上することとなりました。

また、当社は2022年3月のチチカカの株式譲渡を機に、チチカカ・キャピタルの事業方針を改めて検討するとともに、当社グループの収益力引いては企業価値を一層高めるために、より高い資本効率を模索し、現在推進している事業構造改革における同事業の位置付けについても検討を重ねてまいりました。

かかる検討の中で、暗号資産事業に今後注力し、中長期に渡る同事業の将来性を高く見出している上記4社と譲渡交渉を行ってまいりました。

なお、譲渡交渉において当社は、譲受会社の1社が、当社の親会社であるシークエッジ・ジャパン・ホールディングスであるため、取引内容及び条件の公正性を担保するための措置を講ずるとも

に、当社社外取締役の助言を受けて、取締役会において慎重に審議してまいりました。

また、本株式譲渡の公正性・妥当性を確保するため、具体的には第三者によるチチカカ・キャピタルの株式価値算定書を取得し、少数株主にとって不利益な取引等ではないことを確認するため、支配株主と利害関係のない第三者から意見書を入手いたしました。

最終的に当社は、本株式譲渡後も暗号資産事業の継続に支障は存しないこと、現在債務超過であるチチカカ・キャピタルの早期の財務体質改善が困難であること、今後は Iot 関連事業及びメタバース・デジタルコンテンツ事業に、当社グループの経営資源を投入する方針を掲げていることの3点を主たる理由として、チチカカ・キャピタルの株式を上記4社へ譲渡することといたしました。

上記4社は、チチカカ・キャピタルの事業計画及び暗号資産事業の成長可能性を各々が審議し、中でもシークエッジ・ジャパン・ホールディングス及びやしま事務代行は、チチカカ・キャピタル及び暗号資産事業の今後の成長可能性は高いと判断いたしました。そして、上記4社による協議の結果、チチカカ・キャピタルの株式の保有割合については、シークエッジ・ジャパン・ホールディングス：やしま事務代行：アスコ：ヤシマ＝4：4：1：1とすることとなりました。

## 2. 異動の方法

株式譲渡によります。

## 3. 異動する子会社の概要

(2022年9月1日現在)

### (1) チチカカ・キャピタル

(1) 商号	株式会社チチカカ・キャピタル		
(2) 所在地	東京都中央区日本橋馬喰町一丁目5番4号		
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役 石原 直樹		
(4) 事業の内容	暗号資産に関する投資、売買		
(5) 資本金	10百万円		
(6) 設立年月日	2005年7月1日		
(7) 大株主及び持株比率	当社 90% 株式会社シークエッジ・ジャパン・ホールディングス 10%		
(8) 上場会社と当該会社の関係	資本関係	当社が当該会社の株式を90%所有しております。	
	人的関係	当社の取締役1名が当該会社の代表取締役を兼務しており、当社の取締役2名が取締役を兼務しております。 当社の監査役1名が監査役を兼務しております。	
	取引関係	当社は当該会社に対し、金銭の貸付を行っております。	
(9) 当該会社の直近3年間の経営成績及び財政状態 (単位：百万円)			
決算期	2019年10月期	2020年10月期	2021年10月期
純資産	△2,738	△2,043	△2,061
総資産	115	19	3
1株当たり純資産(円)	△1,375,995	△1,026,785	△1,035,769
売上高	2,546	0	0
営業利益	△150	△4	△0
経常利益	△178	△18	△0
当期純利益	△262	677	△17

1株当たり当期純利益(円)	△132,113	340,341	△8,983
1株当たり配当金	—	—	—

(2) ネクスレーシング

(1) 商号	株式会社ネクスレーシング		
(2) 所在地	東京都港区南青山五丁目4番30号		
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役 深見 修		
(4) 事業の内容	自動車、二輪車向け衣料品製造販売、売買及び輸出入		
(5) 資本金	50万円		
(6) 設立年月日	2014年9月1日		
(7) 大株主及び持株比率	株式会社チチカカ・キャピタル 100%		
(8) 上場会社と当該会社の関係	資本関係	当社が当該会社の株式を90%（うち、間接保有90%）所有しております。	
	人的関係	当社の取締役1名が当該会社の代表取締役を兼務しており、当社の取締役2名が取締役を兼務しております。 当社の監査役1名が監査役を兼務しております。	
	取引関係	該当事項はありません。	
(9) 当該会社の直近3年間の経営成績及び財政状態 (単位：百万円)			
決算期	2019年10月期	2020年10月期	2021年10月期
純資産	△1	△0	△0
総資産	0	0	0
1株当たり純資産(円)	△146,413	△32,753	△39,753
売上高	0	0	0
営業利益	0	△0	0
経常利益	△0	△0	0
当期純利益	△0	1	△0
1株当たり当期純利益(円)	△23,738	113,659	△7,000
1株当たり配当金	—	—	—

4. 株式譲渡の相手先の概要

(2022年9月1日現在)

(1) シークエッジ・ジャパン・ホールディングス

(1) 名称	株式会社シークエッジ・ジャパン・ホールディングス		
(2) 所在地	大阪府岸和田市荒木町二丁目18番15号		
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役 城丸 修一		
(4) 事業内容	投資業		
(5) 資本金	12百万円		
(6) 設立年月日	1986年4月17日		
(7) 純資産	※1		
(8) 総資産	※1		
(9) 大株主及び持株比率	※1		
(10) 上場会社と当該会社の関係	資本関係	当該会社が当社の株式を52.85%（うち、間接保有31.33%）所有しております。	
	人的関係	該当事項はありません。	

	取引関係	該当事項はありません。
	関連当事者への該当状況	当該会社は当社の親会社として、関連当事者に該当いたします。

※1 当該会社は非公開会社であり、財務情報及び主要株主等については非開示とすることが求められているため、記載をしておりません。

(2) やしま事務代行

(1) 名称	やしま事務代行合同会社	
(2) 所在地	東京都中央区日本橋兜町5-1 兜町第1 平和ビル7階レコルテ内	
(3) 代表者の役職・氏名	代表社員 株式会社レコルテ 業務執行者 田中 稔	
(4) 事業内容	アウトソーシング業	
(5) 資本金	52 百万円	
(6) 設立年月日	2019 年 4 月 1 日	
(7) 純資産	※1	
(8) 総資産	※1	
(9) 出資比率	※1	
(10) 上場会社と当該会社の関係	資本関係	当社は、当該会社に対して1.87%を出資しております。
	人的関係	該当事項はありません。
	取引関係	当社は当該会社に対して、業務委託を行っております。
	関連当事者への該当状況	該当事項はありません。

※1 当該会社は非公開会社であり、財務情報及び主要株主等については非開示とすることが求められているため、記載をしておりません。

(3) アスコ

(1) 名称	株式会社アスコ	
(2) 所在地	東京都港区高輪四丁目 21 番 24 号	
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役 佐藤 元紀	
(4) 事業内容	飲食業、サービス業	
(5) 資本金	3 百万円	
(6) 設立年月日	2009 年 8 月 4 日	
(7) 純資産	※1	
(8) 総資産	※1	
(9) 大株主及び持株比率	※1	
(10) 上場会社と当該会社の関係	資本関係	該当事項はありません。
	人的関係	該当事項はありません。
	取引関係	該当事項はありません。
	関連当事者への該当状況	該当事項はありません。

※1 当該会社は非公開会社であり、財務情報及び主要株主等については非開示とすることが求められているため、記載をしておりません。

(4) ヤシマ

(1) 名称	株式会社ヤシマ	
(2) 所在地	兵庫県伊丹市西台三丁目5番28-403号	
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役 深見 修	
(4) 事業内容	経営コンサルタント業、人事コンサルティング業	
(5) 資本金	1万円	
(6) 設立年月日	2011年1月18日	
(7) 純資産	※1	
(8) 総資産	※1	
(9) 大株主及び持株比率	※1	
(10) 上場会社と当該会社の関係	資本関係	該当事項はありません。
	人的関係	当社の取締役1名が当該会社の代表取締役を兼務しております。
	取引関係	該当事項はありません。
	関連当事者への該当状況	当該会社は当社取締役が議決権の過半数を保有している会社として、関連当事者に該当いたします。

※1 当該会社は非公開会社であり、財務情報及び主要株主等については非開示とすることが求められているため、記載をしておりません。

5. 支配株主との取引等に関する事項

本株式譲渡は、親会社である株式会社シークエッジ・ジャパン・ホールディングスを含む会社との取引であるため、支配株主との取引等に該当いたします。

(1) 支配株主との取引等の該当性及び少数株主の保護の方策に関する指針への適合状況

当社は、2022年2月25日に開示した「支配株主等に関する事項について」の「4. 支配株主等との取引等を行う際における少数株主の保護の方策の履行状況」において、少数株主の保護の観点から、当社の支配株主等との取引等を行う際には、必要に応じて弁護士や第三者機関の助言を取得するなど、その取引内容及び条件の公正性を担保するための措置を講ずるとともに、取締役会において慎重に審議の上決定することとし、少数株主の利益を害することのないよう適切に対応する旨を記載しております。

本株式譲渡に関しては、下記(2)及び(3)に記載のとおり、必要な措置を講じており、上記指針の趣旨に適合していると考えております。

(2) 公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置に関する事項

当社は、本株式譲渡の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置として、以下の措置を講じております。

①当社における独立した第三者算定機関からの株式価値算定報告書の取得

当社は、本株式譲渡価格の公正性・妥当性を確保するため、譲渡価額の決定にあたり、当社、シークエッジ・ジャパン・ホールディングス、やしま事務代行、アスコ及びヤシマから独立した第三者算定機関である山本会計事務所（以下「山本会計」）に対しチチカカ・キャピタルの株式価値の算定を依頼し、山本会計からは2022年8月19日付で、当該会社の株式価値算定報告書を取得しております。

②当社における独立した法律事務所からの助言

当社は、本株式譲渡に関する当社取締役会の意思決定の過程等における透明性及び合理性を確保するため、当社、チチカカ・キャピタル及びシークエッジ・ジャパン・ホールディングス、やしま事務代行、アスコ及びヤシマから独立したリーガル・アドバイザーである出澤総合法律事務所を選任し、同法律事務所から、本株式譲渡に関する当社取締役会の意思決定の方法、過程その他の留意点について

て、必要な法的助言を受けております。

### ③当社における取締役全員の承認と社外役員の確認

当社は、本日開催の取締役会において、山本会計から取得した株式価値算定報告書を踏まえ、本株式譲渡に関する諸条件について慎重に検討し、本株式譲渡は当社の企業価値向上に寄与するものであるとともに、本株式譲渡の諸条件は妥当であると判断し、本株式譲渡について全会一致（特別利害関係人を除く）で決議致しました。なお、本株式譲渡に関する公正性及び客観性を高め、利益相反を回避する観点から、当社は、当社の意思決定機関である取締役会の経営判断の下、独自に意思決定を行うとともに、社外取締役及び社外監査役が、本日開催の取締役会に出席して、本件取引の意思決定が適正に行われていることを確認しております。

（3）当該取引等が少数株主にとって不利益なものではないことに関する、支配株主と利害関係のない者から入手した意見の概要

当社は、2022年9月1日付で、本澤法律事務所の弁護士である本澤順子氏より、本件取引の決定は少数株主にとって不利益ではない旨の意見書を頂いております。本意見書の内容としては、下記のとおりです。

#### （ア）本株式譲渡の目的

貴社が本株式譲渡を実施する目的は、チチカカ・キャピタルの早期の財務体質改善は困難であり、今後はIoT関連事業及び新規事業に経営資源を積極的に投入すべく、チチカカ・キャピタル株式を全て譲渡することで、連結除外することにあると考えられる。

この点、貴社は前連結会計年度において、新型コロナウイルス感染症の影響により連結売上高の大幅な減少が生じており、当面の課題として、慢性的な赤字状態が継続していることを挙げている。

チチカカ・キャピタルは、暗号資産の売買を行うことを業とする会社であるため、まず暗号資産と新型コロナウイルス感染症との関係性に着目すると、コロナショックによる世界同時株安が発生した2020年に、ビットコインを中心とする暗号資産全体の価格も総じて下落した。

その一方で、暗号資産にとっての好材料として、ビットコインの暴落を期に増加した新規ユーザーの動きもあって、暗号資産は徐々に値を戻したことがあった。

また、暗号資産は経済危機において、資産のリスク分散先として選ばれる場合があり、実際に「キプロス危機」では機関投資家がビットコインへと一部資産を転換する動きが見られ、今回の新型コロナウイルス感染症の終息後には、世界的なインフレーションが発生するとの見解も存在する。上記のように、新型コロナウイルス感染症が暗号資産事業にもたらす影響は良い面、悪い面の両方の側面が存在している。

但し、パンデミック終息後の世界経済が今後どのように変動するのかは誰にも予測が出来ないのが実際のところであるため、貴社としては、以下のように検討した。

暗号資産が今後大きな盛り上がりを見せるようになったとして、暗号資産の売買自体は貴社自身が行うことが出来るため、事業継続上及びセグメント上の問題は無い。

事業ポートフォリオの見直しにより、今後はIoT関連事業及びメタバース・デジタルコンテンツ事業に、貴社グループの経営資源を積極的に投入するために、暗号資産・ブロックチェーン事業については、現状維持ないしは縮小する予定である。

チチカカ・キャピタルの債務超過額は20億円を超過しており、直近の売上高を踏まえても、財務体質の早急な改善は容易でなく、これが連結除外されるだけで貴社グループの全体的な財務体質が改善される。

今回、株式譲受を承諾した会社は、いずれも暗号資産取引が自社において可能でないため、チチカカ・キャピタルにその有用性を見出しているが、貴社グループは、貴社自身で暗号資産取引が可能のため、譲受会社と同様の有用性を見出すことはできない。

貴社は、貴社グループが置かれている現状、将来の展望及びチチカカ・キャピタルの今後という観点を重視して、社内検討を重ねた結果、チチカカ・キャピタルを譲渡することが貴社にとって最善の

選択であると結論付けた。

この点、当職として、貴社の判断過程を検討するに当たり、まず暗号資産とは、一般的な金融資産と異なり価値の裏付けが存在しない。また、ストップ安やストップ高等の一日当たりの値動き幅のストッパーも設定されていないため、株式投資やFXに比較して、暗号資産はハイリスクハイリターンな金融商品と言える。

一方で、暗号資産は中央銀行が無いことによる利点として、銀行口座を持っていない国への地震被災者への送金手段や、医療機関へ物資を提供するため目の寄付額の送金手段として利用されるなど、混乱や紛争地帯において有効な送金手段となっている。そして、2021年エルサルバドルでは、国家として初めて暗号資産であるビットコインが法定通貨として導入された。

まさに暗号資産は利用者の使い方次第でその価値がいくらでも変容するものである。

チチカカ・キャピタルは、これらの特徴を持った暗号資産を売買することを業として扱ってきた会社であり、貴社が今回、本株式譲渡に至った主な理由としては、①暗号資産取引自体は貴社自身も行うことが出来るため、本株式譲渡後も事業継続には支障がない、②事業ポートフォリオの見直し、③貴社グループ全体の財務体質改善を行うために必要な手段であることが挙げられる。

①については、株式譲渡後も従来の事業継続が可能ということであり、これは貴社にとって、非常に大きな利点と言える。

②については、貴社グループにおける現在及び将来の事業の全体像に照らし、経営資源を投入する事業を選択することには一定の経済合理性が認められる。

③については、チチカカ・キャピタルの債務超過額、近年の売上高及び営業利益に鑑みると、このまま売上高の向上を模索するより、株式譲渡による連結除外での総合的な財務体質の改善の方が、短期間で効果が上がり、確実であると考えられることにも、一定程度の合理性が認められる。

チチカカ・キャピタルを譲渡するという貴社の決定は、現在貴社が置かれている現状と将来の展望を踏まえて、貴社が当面の事業計画を立案、検討し、現状取り得る施策を打ったとしてもなお財務体質の改善が困難であると判断した結果であり、かつ、当該判断における考慮事項も合理的なものと考えられるから、相応の合理性が認められる。

本株式譲渡に当たって、貴社代表取締役石原直樹氏（以下「石原氏」）は、貴社社外取締役及び貴社常勤監査役の意見も踏まえつつ、貴社の親会社であるシークエッジ・ジャパン・ホールディングスの代表取締役であり、やしま事務代行の業務執行社員である城丸修一氏（以下「城丸氏」）、アスコの代表取締役である佐藤元紀氏（以下「佐藤氏」）、ヤシマの代表取締役であり貴社の取締役である深見修氏（以下「深見氏」）と交渉・協議を重ねた。

その結果、貴社としては、本株式譲渡が貴社全体の利益に沿ったものであるとの判断に至り、2022年9月1日、チチカカ・キャピタルを株式譲渡する株式譲渡契約を締結することとなった。

以上の考察、経緯によれば、本株式譲渡は貴社にとって相応の合理的な目的があるものと認められ、殊更に貴社の少数株主の損害のもと、親会社であるシークエッジ・ジャパン・ホールディングスその他の会社の利益を図ったものとは認められない。

#### （イ） 交渉過程の手続きの合理性検討

貴社は、チチカカ・キャピタルを譲渡するまでの交渉過程として、2022年3月上旬、石原氏は城丸氏にチチカカ・キャピタルが債務超過かつ営業赤字を計上していること、貴社グループの純資産を圧迫し続けていることをまず相談した。

2022年6月上旬、石原氏は城丸氏に対し、チチカカ・キャピタルの譲渡先について、相談を行い、城丸氏も検討及び関係者調整を開始した。

2022年7月上旬、石原氏は、城丸氏、佐藤氏及び深見氏の3氏から、譲渡について、シークエッジ・ジャパン・ホールディングス、やしま事務代行、アスコ、ヤシマの4社の共同出資であれば受け入れ可能であるという内諾を貰い、全社合意のもと交渉を開始した。

2022年7月中旬、石原氏は貴社取締役会において、今後の貴社グループの方向性を役員各位に説明

し、取締役会に出席する役員各位の納得を得た。

2022年7月上旬から2022年8月下旬までかけて、石原氏は、城丸氏、佐藤氏、深見氏と交渉を継続し、最終的に2022年9月1日をもって、関係者の間での合意が成立し、本株式譲渡の契約が成立した。

本株式譲渡に係る貴社の情報取得方法と経緯は、シークエッジ・ジャパン・ホールディングス、やしま事務代行、アスコ、ヤシマの代表取締役と貴社代表取締役が直接交渉、協議を行うことで、相手方の情報を取得するというものであり、特段不合理な点はなく、その判断した経緯にも相応の合理性が認められる。

#### (ウ) 本株式譲渡に基づく譲渡前後における貴社グループの企業価値比較

2022年5月、貴社はチチカカ・キャピタルの事業計画について、社内検討を行った。

まず、チチカカ・キャピタルを貴社グループ下において保有し続けたうえでの、事業継続するシナリオの是非について検討した。

チチカカ・キャピタルは現状、営業赤字であり、コロナ禍が長期化するなか営業黒字に転換させることは困難であること、現在の貴社の事業構造改革のコンセプトである経営資源の選択と集中からすると、チチカカ・キャピタルを保有するメリットが少ないことを確認した。

そして、本株式譲渡が貴社グループにもたらす最終的なメリット、デメリットを審議した。

株式譲渡実行のメリットとして、①貴社グループの営業赤字が多少改善され、営業キャッシュフローも改善すること、②今後の成長可能性が高いメタバース・デジタルコンテンツ事業に、経営資源の集約化が図れること、③債務超過会社が連結除外されるため、貴社グループの財務体質の改善が図られること、④チチカカ・キャピタルの従業員雇用と従前より構築してきた事業が守られることを挙げた。

また、デメリットとして、現在の連結売上高の数字が減少することを挙げた。そして、減少した連結売上高については、メタバース・デジタルコンテンツ事業により、その補填は可能であると見込まれるため、譲渡するメリットは、デメリットをはるかに上回ると判断し、貴社グループ全体の利益に働く決定である以上、少数株主にとっても不利益な決断ではないと結論付けた。

チチカカ・キャピタルの廃業リスクを回避しつつ、貴社グループ全体の企業価値を保持し、より向上させるという経営方針は一定の合理性が認められ、貴社グループの株主の利益と従業員雇用を同時に守ることを念頭に置いた貴社の判断には同様の合理性があると思料される。

以上の判断の過程について特段不合理な点はなく、本株式譲渡を決定した貴社の経営判断には相応の合理性があるものと認められる。

#### (エ) 本株式譲渡以外の他の手段との比較検討

貴社は、本株式譲渡を実施することが貴社にもたらす利益について、他に考えうる手段がもたらす利益と比較検討した。

まず、貴社がチチカカ・キャピタルを譲渡しないと判断することは、(ウ)に記載のとおり、漫然と営業赤字を計上し続けることと同義であると言わざるを得ない。これは、貴社グループの慢性的な営業赤字の早期解消という課題解決に反することとなり、貴社にとって取り得ない手段といえる。

次に、チチカカ・キャピタルを会社清算させるという手段との比較についていえば、株式譲渡の手續に比べて会社清算手續は時間及びコストを要すること、従業員の雇用確保、従前からの事業が出来なくなることの2点から、採用し得なかった手段である。

以上のとおり、貴社は本件の代わりとなりうる手法について株式譲渡以外の選択肢も検討し、これらの手法との比較において本株式譲渡の実施が最適であると判断したものである。そして、かかる比較の手法及び内容について特段不合理な点は認められない。したがって、本株式譲渡の実施は貴社にとって相応の合理性があるものと評価できる。

(オ) 対価の公正性検討

本株式譲渡に関する普通株式の譲渡対価は、山本会計から受領した株式価値算定報告書のチチカカ・キャピタルの普通株式の一株当たりの価値を基準値としている（以下「本件基準株価」）。

本件基準株価は、前述のとおり、本株式譲渡実施時におけるチチカカ・キャピタルの正確な株式価値を算定する目的で、山本会計に依頼し、その結果受領した株式価値算定報告書に基づいている。貴社がチチカカ・キャピタルの株式価値算定に当たり、山本会計を選んだ理由は、同社の実務経験の豊富さから、非上場の会社の客観的価値の算定に関して精通している会社であると判断したためである。

本株式価値の算定に用いられた時価純資産方式は、未上場会社の評価において実務上多用される傾向にあり、時価純資産方式を採用した山本会計の判断には、一定の合理性が認められると思料する。

そして、チチカカ・キャピタルが、株式価値算定の基準日から2022年9月1日までの営業活動において、当該株式価値を大幅に上下させる要因と解すべき特段の事情は見当たらない。したがって、本件基準株価は本株式譲渡実施時におけるチチカカ・キャピタル株式の価値を客観的に表示しているものと認められる。

そして、貴社は、山本会計から受領した株式価値算定報告書を用いる前に、社内においても検討を行ったうえで、城丸氏、佐藤氏及び深見氏との交渉に臨んでいる。また、石原氏は電話やウェブミーティングにより、社外取締役から、支配株主等との取引における留意事項について助言を受け、当該助言と株式価値算定報告書に従って、城丸氏、佐藤氏及び深見氏と価格交渉を複数回行い、最終的な金額の合意を得た。

以上のとおり、本株式譲渡契約に至った背景、貴社の抱えている喫緊の課題等を総合考慮すると、本株式譲渡契約における対価には一定程度の公正性が認められる。

(カ) まとめ

以上のとおり、本株式譲渡は、目的及び貴社の企業価値を保持するという観点から、いずれも貴社にとって必要性及び相当性が認められる。特に本株式譲渡が、事業構造改革の一環であることに鑑みれば、本株式譲渡を実行する必要性は高いと考えられる。他方、株式譲渡価格については、株式価値算定報告書に依拠しつつも、社外取締役の意見も踏まえ、取引の相手方と交渉協議を重ね、最善の努力を果たした結果の産物であり、交渉過程の手続き及び対価の公正性についても相応の合理性が認められる。

以上述べた各事情を総合的に勘案すると、本件で貴社は、チチカカ・キャピタルを今回のタイミングで譲渡するメリットとデメリットを短期長期の両面で比較したうえで、貴社全体の利益を最優先課題として本株式譲渡を決定したものであると判断できる。これらから、本件取引の決定が貴社の少数株主にとって不利益を与えるものとは解されない。以上。

6. 譲渡株式数、譲渡価額及び異動前後の所有株式の状況

異動前の所有株式数	1,791 株 (議決権の数：1,791 個) (議決権直接所有割合：90%)
譲渡株式数	1,791 株 (議決権の数：1,791 個)
譲渡価額	譲渡先との間の守秘義務により非公表とさせていただきます。
異動後の所有株式数	0 株 (議決権の個数：0 個) (所有割合：0%)

譲渡相手	株式会社シーク エッジ・ジャパ ン・ホールディ ングス	やしま事務代行合 同会社	株式会社アスコ	株式会社ヤシマ
譲渡前の種類及び数	普通株式 199株	0株	0株	0株
本株式譲渡の種類及び数	普通株式 597株	普通株式 796株	普通株式 199株	普通株式 199株
譲渡後の種類及び数	普通株式 796株	普通株式 796株	普通株式 199株	普通株式 199株

#### 7. 日程

- (1) 取締役会決議日 2022年9月1日
- (2) 株式譲渡契約締結日 2022年9月1日
- (3) 株式譲渡契約実行日 2022年9月1日

#### 8. 今後の見通し

本株式譲渡により、チチカカ・キャピタル及びネクスレーシングは当社の連結の範囲から除外されます。

なお、本株式譲渡に伴い、2022年11月期の連結財務諸表に与える影響につきましては、精査中であり、今後開示すべき事項が生じた際には速やかに開示いたします。

以 上